

岸和田市貝塚市清掃施設組合電子計算機及び情報システム管理運用規程

平成30年3月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市貝塚市清掃施設組合における電子計算機及び情報システムの適正な管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 中央処理装置及び周辺装置から構成される機器で、電子信号を用いて情報の記憶、演算、加工、伝達等の処理を行うことにより、多種の使用目的に応じ得るものをいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機を通信回線で接続することにより、一体として情報の処理を行う情報通信網をいう。
- (3) 情報システム 電子計算機及びネットワークを利用して行う業務処理の体系をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) データ所管課 情報システムを利用して所掌する業務を処理する課であって、固有のデータを保有し、かつ、当該情報システムの変更、廃止等を行う権限を有する課をいう。
- (6) データ利用課 データ所管課のデータを利用する権限のみを有する課をいう。
- (7) 電算所管課 電子計算機を所管する課をいう。
- (8) ネットワーク管理課 電子計算機及び情報システムのネットワークを管理する課をいう。

(情報セキュリティポリシーの整備)

第3条 管理者は、本組合における情報セキュリティを確保するため、基本方針（以下「情報セキュリティ基本方針」という。）と対策基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）を定めるものとする。

- 2 データ所管課及びデータ利用課の長は、電子計算機の適正な管理及び運用を図るため、情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順を策定しなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第4条 電子計算機を用いる処理に係る事務に従事するすべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準（以下これらを「情報セキュリティポリシー」という。）並びに前条第2項の実施手順を遵守し、当該事務を遂行しなければならない。

(情報システムに係る電子計算機等の管理区分)

第5条 事務局長は、電子計算機及び情報システムの安全性及び信頼性を確保し、その適正な維持管理及び管理運用を図るため、データ所管課、データ利用課、電算所管課及びネットワーク管理課の区分を明確にしなければならない。

- 2 前項の電算所管課及びネットワーク管理課の長は、この規程に定めるもののほか、電子計算機及びネットワークのセキュリティ管理、障害管理、維持管理等について、必要な事項を定めなければならない。

(ネットワークの構築、接続及び利用)

第6条 ネットワーク管理課の長は、業務の体系に沿って各電子計算機等を総合的かつ体系的に接続し、ネットワークを構築するものとする。

- 2 すべての職員は、その所属する部署が所管する業務の処理に必要な範囲内に限り、ネットワークを利用できるものとする。

(ネットワークの接続の協議等)

第7条 データ所管課及び電算所管課の長は、所管の情報システム又は電子計算機を新たに他のネットワークに接続しようとするときは、あらかじめネットワーク管理課の長と協議しなければならない。

- 2 ネットワーク管理者は、前項の協議があった場合において、ネットワークの適正管理のために必要があると認めるときは、データ所管課及び電算所管課の長に対して必要な指示を行い、又は接続に際して条件を付することができる。
- 3 データ所管課及び電算所管課の長は、現に接続しているネットワークに関して、付された条件を変更しようとするときは、あらかじめネットワーク管理課の長と協議しなければならない。

(データの利用又は提供)

第8条 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令により目的外の利用及び提供が禁止されている情報に当たらない情報であつて、業務の処理に当たり、一時的にデータ所管課の保有するデータを利用し、又は提供を受けようとする課の長は、当該データの内容、使用目的、使用期間、処理方法その他データ保護に関し、あらかじめデータ所管課の長の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定によりデータ所管課からデータの提供を受けた課の長は、当該データを外部に提供しようとするときは、当該提供しようとするデータを業務の処理上必要な限度において、編集の上、外部に提供するとともに、当該データの受渡しについて記録を残さなければならない。

(障害等への対応)

第9条 データ所管課の長は、所管の情報システムについて障害又は盗難（以下「障害等」という。）を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 情報システムに係る障害等を発見した者は、直ちに当該データ所管課の長に報告しなければならない。
- 3 データ所管課の長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに自ら必要

な措置を講じなければならない。ただし、当該障害等が他の情報システム等に影響を与えるおそれがあると認めるときは、直ちに電算所管課の長に報告しなければならない。

- 4 電算所管課の長は、前項ただし書の規定による報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(委託の契約)

第10条 情報システムに係る業務について、委託契約を締結しようとする場合は、契約書において次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) データの秘密保持に関すること。
- (2) データの指示に反する使用及び第三者への提供の禁止に関すること。
- (3) データの複製及び複製の禁止又は制限に関すること。
- (4) データの管理方法に関すること。
- (5) 成果品の権利の帰属に関すること。
- (6) 委託業務の再委託の禁止又は制限に関すること。
- (7) 事故発生時における報告義務に関すること。
- (8) 契約解除等の措置及び損害賠償に関すること。
- (9) データの返還義務に関する事項
- (10) データの管理状況の検査に関する事項
- (11) 個人情報の保護に関する事項
- (12) 情報セキュリティに関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、データの保護に関し必要なこと。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、電子計算機及び情報システムの管理及び運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。